

三位一体の改革に対する意見

平成16年度における三位一体の改革は、地方の平成16年度予算において過大な歳入不足を招くなど、極めて深刻な影響を与え、積極的に行財政改革に取り組んできた指定都市をはじめとする地方に一方的な負担を強いる、国の財政再建を優先したものとなった。

三位一体の改革は、国と地方の財源争いではなく、地方分権を推進し、住民に身近な地方が自主的・自立的な行財政運営を責任を持って行うことにより、住民が行政サービスを自ら決定し享受できる仕組みを創る、住民のための改革である。

よって、国においても三位一体の改革の本来の趣旨に立ち戻り、真の地方分権の実現に向けて、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とした三位一体の改革に取り組むよう、指定都市市長会として次のとおり意見を表明する。

1 税源移譲について

三位一体の改革の円滑な推進を図るためには、国庫補助負担金の廃止・縮減に先行して、税源移譲を決定することが重要であり、その際には、所得税のほか、消費税、法人税等の複数の基幹税からの税源移譲とすること。

2 国庫補助負担金の廃止・縮減について

- (1) 国庫補助負担金の廃止・縮減にあたっては、必ず税源移譲につなげるとともに、法令等の改正により国の基準を弾力化するなど、国の関与を速やかに廃止・縮減すること。

- (2) 公共事業関係の国庫補助負担金について、その財源が国債であるとしても国税をもって償還されることを踏まえ、税源移譲の対象とすること。
- (3) 昨年見送りとなった生活保護費負担金の負担率引下げのような、地方の自由度の拡大につながらず、単に地方への負担転嫁にすぎない国庫補助負担金の廃止・縮減は、決して行わないこと。
- (4) 義務教育費国庫負担金については、所要全額について税源移譲による財源措置等を講ずること。また、指定都市への給与費負担の移管については、全体の議論と一体で進めるとともに、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を前提に、税源移譲による財源措置等を講ずること。

3 地方交付税について

地方交付税の改革については、単に総額を抑制するのではなく、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分な議論を行った上で進めるべきである。またその際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、双方を重視すること。

平成16年5月7日

指定都市市長会

会長 松原 武久